

社団法人 焼津青年会議所 運営規程

第 1 章 総 則

第 1 条 本規程は、この法人の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、組織、運営等に関する事項を規程する。

第 2 章 役員並びに直前理事長及び顧問の職務

第 2 条 この法人の役員は定款第 15 条に定める事項の他、次の任務を有する。

(1) 理事長

(イ) この法人の代表として、対外的な発言をし、総ての事業の総括責任をもつ。

(ロ) 公益社団法人日本青年会議所総会、地区協議会、ブロック協議会及び理事長会議に出席し、本会議所の有する議決権の行使、及び意見の発表を行う。

(2) 副理事長

(イ) 理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営のため、一体となって努力する。

(3) 室長理事

(イ) 室長理事は担当の委員会を統括して活発な活動を図るとともに、各委員会の連絡調整を行う。

(4) 専務理事

(イ) 理事長及び副理事長が、職務を円滑に行えるよう補佐する。

(ロ) 事務局長及び会計理事を指揮監督して、本会議所庶務を統括する。

(5) 理 事

(イ) 委員会を担当する理事は、この法人の目的達成のために、事業を企画、検討実施し且つその成果を確認して、議事録又は、報告書を理事会に提出する。

(ロ) 各理事の職務分掌について、理事会の決定に従う。

(6) 監 事

(イ) この法人の予算、事業等、承認された事項が定款に基づき正確に行われているかを監査し、誤りがあれば、直ちに理事会に報告し

なければならない。

(ロ) 理事会に出席して意見を述べる事ができるが、理事会における議決権を有しない。

(7) 直前理事長・顧問

(イ) 理事長に会務に関し助言を行い、この法人の円滑な運営を図ることに協力する。

(ロ) 理事会に出席して意見を述べる事ができるが、理事会における議決権を有しない。

第 3 章 総会並びに理事会及び例会

第 3 条 正会員は必ず当該年度に定める総会及び例会に出席の義務を持つ。やむを得ず例会を欠席する場合は、理由書を理事長に提出しなければならない。また総会を欠席する場合は表決の書面を理事長に提出しなければならない。

第 4 条 理事会は、毎月月初めの各委員会の前に開催する。やむを得ず理事会を欠席する場合は、理由書を理事長に提出しなければならない。

第 5 条 理事が理事会を欠席する場合には、必ず代理人を出席させなければならない。

第 6 条 この法人は、その目的達成に必要な事項を調査、研究及び会員相互の意志疎通を図るため、毎月 1 回以上の例会を設ける。

2. 例会の運営については、理事会の決議により定める。

第 4 章 室及び委員会

第 7 条 この法人は、定款第 3 条の目的を達成するために委員会を設置し、必要に応じて室を設置する。

2. 室を担当する室長理事は、理事の中より理事長が任命する。

第 8 条 第 7 条に基づく室及び委員会においては、定款第 5 条の事業を行う。

第 9 条 各室、委員会の名称及び主たる業務は理事会で決定する。

第 10 条 委員会は、委員長 1 名及び副委員長、運営幹事と委員をもって構成する。

2. 正会員は、理事長、副理事長、室長理事、専務理事、事務局、監事、直前理事長及び顧問を除き、原則として全員がいずれかの委員会に

所属しなければならない。

第 11 条 委員会は、毎月 1 回以上開き、正会員は所属委員会に出席の義務を持つ。やむを得ず、委員会を欠席する場合は、理由書を委員長に提出しなければならない。

第 12 条 委員長の任命は、役員選任規定で定める。

2. 副委員長は、正会員の中から理事長予定者の承認を得て委員長予定者が任命する。
3. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
4. 運営幹事は、委員長、副委員長を補佐し、委員会が円滑に行われるよう努力する。
5. 委員は、次年度理事予定者会議の承認を得て、委員長予定者が任命する。
6. 事務局員は、次年度理事予定者会議の承認を得て、事務局長予定者が任命する。
7. 新会員の配属は、理事会において決定する。

第 5 章 表 彰・そ の 他

第 13 条 本会議所は青年会議所運動の高揚を計るため、次のものを表彰する。

- (1) 役員を除く正会員のうち、総会及び例会の出席率が 100% で、且つ委員会の出席率も良く、所属委員長の推薦あった者
- (2) 青年会議所運動に顕著な功績のあった、委員会又は委員
- (3) 青年会議所運動に顕著な功績のあった、外部団体又は個人

第 14 条 表彰は、その都度理事会で決定し、原則として総会で行う。

第 15 条 理事会、総会、例会及び委員会における出欠席、遅刻、早退は予め届けなければならない。

2. 公益社団法人日本青年会議所、東海地区協議会、静岡ブロック協議会等の為、理事会、総会、例会、委員会及び公式行事等を欠席する場合、理事会、総会、例会、公式行事については専務理事に、委員会については所属委員長に事前に報告があった場合は出席したもものとして取り扱う。ただし、総会については定款第 28 条、理事会、例会、委員会については、本規程第 3 条、第 4 条、第 11 条の定めに従い届け出を行う。

第 6 章 会 員 ク ラ ブ

第 16 条 社団法人焼津青年会議所の円滑な運営と会員の親睦を推進するために会員クラブを設置する。

2. 会員クラブの規約は別に定める。

附 則

◎ 本規程は、設立許可のあった日から施行する。

昭和 5 9 年 1 2 月 1 日施行
昭和 6 1 年 1 0 月 1 8 日改定
昭和 6 3 年 1 2 月 6 日改定
平成 4 年 8 月 1 8 日改定
平成 7 年 8 月 1 7 日改定
平成 8 年 8 月 2 0 日改定
平成 1 0 年 8 月 1 8 日改定
平成 2 3 年 1 月 1 日改定